葛城市
子どもの読書活動推進計画

平成２７年６月

葛城市・葛城市教育委員会

「葛城市　子どもの読書活動推進計画」の策定にあたって
～葛城市に育つすべての子どものために～

平成 25 年に策定された国の「第三次 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」のなかに、東日本大震災の後、被災地の多くの子どもにとって本や絵本が心のよりどころとなっていたことに触れ、「読書活動は、子どもが未来をたくましく切り拓くための活力の源となる」との一文があります。

こうした文章に接しますと、改めて子どもは、本からたくさんの慰めや励まし、ときに勇気を得ながら成長する存在なのだと痛感いたします。

それだけに、すべての子どもが、本と出会うことで読書の楽しさを享受し、笑顔あふれる子ども時代を過ごせることを願わずにはいられません。

本市は、『いつまでも愛着を持って住みやすいまち』として、誰にとってもやさしいまちづくりを目指しています。安心して子育てができる社会では、子どもは、社会の宝として地域の人に尊重され見守られ愛され、のびのびと育っていくことでしょう。

そのために、学校教育の充実や子どもの読書活動の推進などを大切な施策として、未来を担う子どもたちを環境面でしっかりと支えていきます。

地域を支えてくださる市民の皆様、本市に育つ子どもが、葛城市ならではの温もりのある交流を通して、心豊かに健やかに成長できるようお力をお貸しください。

子ども一人ひとりが、自由な読書の楽しさを経験し、自ら生きる力を育み、未来に大きく羽ばたけるよう「子どもの読書活動推進計画」を策定します。

平成 27 年 6 月

葛城市長　山下 和弥

目　　次

第１章　はじめに　……１

第２章　計画策定の趣旨……３

１　子どもの読書活動の意義……３

２　子どもの読書活動の現状……４
（１）乳幼児、就学前児
（２）保育所(園)、幼稚園
（３）小学校、中学校
（４）市立図書館
（５）ボランティア団体
３　推進計画の基本方針……７
（１）保育所（園）、幼稚園、学校、家庭・図書館
（２）読書環境の整備・充実
（３）啓発・広報の推進
（４）推進体制の整備・充実
４　推進計画の対象……８

第３章　推進に向けての取り組み……９

１　学校等における子どもの読書活動の推進……11
２　家庭・地域における子どもの読書活動の推進……12
３　図書館における子どもの読書活動の推進　……12

第４章　おわりに　……14

資料編
①「葛城市　子どもの読書活動推進計画」策定まで ……15
②　子どもの読書活動の推進に関する法律 ……16
③　文字・活字文化振興法 ……18

第１章　はじめに

金剛山、葛城山から二上山へと連なる山脈の東麓に位置する葛城市は、豊かな自然と穏やかな気候に恵まれ、悠久の歴史が息づくとともに産業や文化が育まれてきました。どの地域にもその土地独自の民話や伝説がありますが、葛城山麓も神話や伝説の宝庫として知られています。市内には歴史的文化遺産が多く残り、その中でも「歌碑」や「歌塚」は、生活の中に歌があり、昔から言葉で思いを伝え合ってきたことを示しています。

こうした土地柄にあって、子どもの読書活動を推進する土台づくりは、市民の皆様の手で、すでに30年前から始められていました。昭和63年の當麻町立図書館設立の3年前から「當麻おはなし ろうそくの会 わらべ」が活動されており、平成4年の新庄町立図書館開館と同時に「新庄おはなし会 リスピー」が発足されました。「聞くこと」は読書の始まりであり、絵本や「おはなし」や「わらべうた」を聞いて親や周りの人と交流する体験が言語を育み、読書につながります。そう考えると本市では読書活動の土壌はかねてより耕されてきたといえます。

一方、本市では、平成13年制定の「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念に基づいて、学校と図書館を中心に、年度事業を見直しながら子どもの読書を推進する数々の事業に積極的に取り組んできました。

この間、図書館では平成20年、市民の皆様で構成された葛城市民話編集委員会がまとめた図書と紙芝居*を、発行しました。子どもに郷土の歴史や文化をわかりやすく伝えるため、編集委員の皆様が時間をかけて民話や言い伝えを調査し、丹念な取材と聞き取り作業を重ねて再話・編集したものです。

こうした市民の方々の協力により、学校でも図書館でも地域でも、「おはなし」を聞いたり、本を読んだりする気風が次第に醸成されました。とはいえ、法律制定から10余年、子どもを取り巻く急激な環境の変化は本市にも及んでいます。情報伝達手段は複雑・多岐化すると同時に、ますます便利で手軽になりました。しかしながら、人間同士の直接的なふれあいが希薄になるに伴い、コミュニケーション能力や表現力が育ちにくくなることは、以前から指摘されているところです。

そこで、本市においても子どもの直面する問題を考慮し、言葉の重要性と読書のあり方を見直す必要があると判断し、「葛城市　子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

したがって、本計画は本市に育つすべての子どもが読書に親しむための総合的なガイドラインであり、読書を押しつけたり強制したりするものではありません。

読書とは、言葉から始まり、読むだけにとどまらない、より広い人間的な活動です。子どもは周囲の大人に見守られながら言葉と出会い、人とつながることで生きる力を育みます。大人は子どもと関わり合いながら、伝えたいことを見つめ直すことで視野を広げます。世代を超えた交流は言葉でつながり、芽吹き、育まれ、やがて大きく花開くことでしょう。

本計画は、子ども一人ひとりの読書活動の過程を尊重するとともに、個性と自主性を配慮し、その健やかな成長を願うものです。

* 『葛城の行事と暮らし』・『葛城のむかしばなし』・『葛城の昔ばなし（紙芝居）』
葛城市民話編集委員会／葛城市立図書館発行

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）

葛城市子どもの読書活動推進計画

葛城市のすべての子どもが、いつでもどこでも
自由で楽しい読書ができるよう努めます。

読書環境の醸成
学校、家庭・地域、図書館で「いつでも」「どこでも」「だれでも」読み、学び、自発的に本を手に取ることのできる読書環境の整備と充実
読書に関する情報化の推進

読書の機会提供
子どもの自主的な読書活動の推進

読書活動の啓発
子どもの読書活動に関する大人の理解と関心の普及

推進体制の整備
学校、地域・家庭、図書館相互の連携協力と情報の共有

絆を深め心と言葉を育むため
★家庭における読書の啓発
★子育て世代の読書支援

本と出会い親しむため
★学校図書館、市立図書館の整備・充実
★子ども対象の各種図書館事業の実施

自由で楽しい読書活動のため
★子どもの発達段階に応じた読書活動の奨励
★十代の子どもたちに対する、大人の読書への橋渡し

「新市建設計画」（平成17年度～31年度）
平成26年12月変更

県の動き
平成15年「奈良県子ども読書活動推進計画」策定
平成23年「奈良県子ども読書活動推進計画-5年間の成果と課題-」

国の方針
平成14年「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」
平成20年「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）
平成25年「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次）

第２章　計画策定の趣旨

読書は、子どもが成長していくうえで欠かせない大切なものです。

国は、平成 13 年 12 月に制定した「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、「読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことができないもの」と読書活動の重要性を明文化しました。

それから 10 余年を経た平成 25 年 5 月に示された「第三次 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、東日本大震災後、被災地の多くの子どもが本を心のよりどころとしていたことにふれ、「読書活動は、子どもが未来をたくましく切り拓くための活力の源となることが改めて認識されている」との見解を示しています。

本市では、この間、国の法律に基づき、国と県の策定計画を参考にしつつ、子どもが等しく読書の機会に恵まれ、いつでもどこでも読書に親しめるよう、子どもの読書活動を積極的に推進してきました。合併後 10 年を機に「葛城市　子どもの読書活動推進計画」を策定することで、さらに計画的に子どもの読書活動の総合的な推進を図ります。

１　子どもの読書活動の意義

私たちは、言葉で思いを伝え合います。子どもは言葉を聞き、あるいは読み、受け止めることで言葉への信頼性を育てていきます。聞くことと読むことは分かちがたく結びついており、考える力を養い、自らを発見し、生きる力につながっていきます。言葉と出会うことから始まり、言葉を豊かに育む、このすべてが「読書活動」といえるでしょう。何よりも子ども自身が、聞く楽しさ、読むうれしさ、知る喜びを実感することが大切です。その方策として、言葉と出会うことから始まる読書の環境づくり、本を手に取る機会の提供、読書活動の啓発、推進体制を整えます。

読書環境の醸成

子どもが、いつでもどこでも読書を楽しむ時間を持ち、読書が日常の習慣となるように、読書環境を整備します。子どもは、家庭で、保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校とさまざまな場面で、言葉を学び、想像力を養いながらコミュニケーション能力や考える力を身につけていきます。どこにいても、自然に「おはなし」や「わらべうた」やさまざまな本と出会える環境をつくります。また、周りの大人が読書に親しみ、和やかな日常生活を送っていることを示します。

読書の機会提供

日常生活の中で、子どもが本と出会い、本を手に取る機会を豊かに提供します。乳幼児期から中学生に至る連続した成長を視野に入れ、それぞれの段階に沿った仕組みを構築し、子どもがあらゆる場で本と出会い、本を通して人とふれあい、生涯にわたって読書に親しめる

ような読書習慣を身につける基礎づくりに努めます。

読書活動の啓発

さまざまな機会を利用して啓発活動を行い、子どもの読書活動の意義や効用についての理解と関心を深めるように努めます。また、子どもが読書の楽しさを実感しながら、調べ学習等ができる学習環境を整えます。そのためには、学校図書館や市立図書館が子どもにとって魅力的なものになるよう、取り組みを充実していきます。一方で、家庭に働きかけを行い、市民皆様の協力を得ながら、自発的に読書活動が営めるよう、一人ひとりの成長に合わせた啓発に取り組みます。

推進体制の整備

すべての子どもが自発的に本と出会い、豊かな心を育むことができるよう、推進体制を整備します。学校教育課、生涯学習課、健康増進課、子育て福祉課、図書館等、庁内各課とボランティア団体等、市全体の関係機関が、相互に連携と情報の共有化を図り協力します。読書活動の推進が、子どもにとって押しつけだと感じたり、強制につながったりすることのないよう、ゆるやかなネットワークの広がりを持った推進体制とします。

さまざまな読書活動の取り組みを計画的に行うことにより、子どもが言葉と自然に出会い、自らの意思で本を読み、考え、判断し、行動するという「生きる力」を身につけ健やかに成長することを目指します。「本は楽しい、本を読みたい、見たい」と実感してもらいながら想像力を養い、読む力がやがて話す力、書く力へ、さらに思考する力へと育まれ、自分の言葉で表現できるよう方向づけていきます。

２　子どもの読書活動の現状

本市の学校教育は、「読書」を教育の重要目標に掲げてきました。学校としての図書館利用指導計画や教科ごとの図書館利用計画はその一つです。また、図書館利用を念頭に置いて国語科の指導を計画・実施している点も見逃せません。

加えて、地域に公共図書館ができる以前から、「おはなしのボランティアグループ」による活動も始まっていました。合併による市立図書館設立後は、図書館はボランティア団体の活動を支援しながら子どもの読書活動の推進を全館事業として取り組んできました。

こうした学校教育の成果と、ボランティア団体の活動や市民の皆様の協力があって、子どもの読書活動推進の気風と機運は、本市ではすでに一定程度醸成されています。

国は、子どもの読書活動推進のための優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体に対し文部科学大臣表彰を行い、その取り組みを奨励していますが、本市では以下の学校、団体の活動が評価され受賞しています。

＜子どもの読書活動優秀実践学校・図書館・団体受賞＞

平成17年度　當麻おはなし ろうそくの会 わらべ

平成17年度　葛城市立新庄中学校

平成19年度　葛城市立磐城小学校

平成25年度　葛城市立新庄小学校
平成26年度　新庄おはなし会 リスピー
平成27年度　葛城市立忍海小学校

（１）乳幼児、就学前児

乳幼児期は、言語を獲得する重要な時期です。乳幼児の言語活動は、絵本や「わらべうた」や「おはなし」を聞くことから始まります。親や周りの大人とふれあい、自然とふれあい、言葉をかけてもらうことで言語能力は発達し、読書活動へつながっていきます。この時期は、愛情を存分に受けて心と言葉の土壌を育む時期です。

本市では、絵本を通して楽しいふれあいのひとときが生まれ、親子の絆が深まることを願い、ブックスタート事業を行っています。乳幼児の健康と成長を促すため健康増進課が実施する2か月児の保護者への「予防接種・乳幼児健診問診票等交付会」と「4か月児健康診査」では、図書館職員がボランティア団体の協力を得ながら、絵本の読み聞かせを行っています。

また、子育て支援センターや地域の「つどいの広場」は、ボランティア団体の協力で、乳幼児と保護者が絵本や「わらべうた」を気兼ねなく楽しめる場となっています。図書館で行われる定例「おはなし会」は、乳幼児から就学前の子どもも楽しめるプログラムが工夫されています。

（２）保育所(園)、幼稚園

・保育所(園)においては、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を行っています。絵本の読み聞かせを行い、団体貸出の絵本を活用して家庭への貸出を行うとともに、図書館利用を奨励しています。図書館見学を実施しているところもあります。

・幼稚園においては、幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）に基づき、読書活動の推進を図っています。感じたことや経験したことを自分なりの言葉で表現する力の育成と、絵本や紙芝居、読み聞かせ等にふれることで読書に親しむ基礎の育成を、基本方針としています。年長組になると、図書館見学を実施し、自分の図書利用券で本を選んで貸出手続を行う経験をします。

（３）小学校、中学校

本市では「読書・挨拶・忘れず運動」を教育スローガンに掲げ、小学校入学から一貫して読書活動の充実を図ってきました。さらに、読書活動の内容についても吟味検討を加えたい段階にきており、読書時間の確保や読書量の増加だけではなく読書の質を高めていくことが求められています。

平成20年度・21年度公示の小・中学校学習指導要領においては、各教科を通じて言語活動の充実を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実させるよう定めています。

・小学校では、各教科等において記録、要約、説明、話し合い等の言語活動を充実させ、思考力、判断力、表現力を育てるとともに、読書に対する親しみを育てることを重要課題にしています。全校に図書館補助員を配置し、読書支援を図っています。3 年生では地域の図書館見学を実施、学校図書館とは違った活用法を学びます。見学当日は、それぞれ自分の図書利用券で貸出手続も経験します。また、市立図書館と連携し、団体貸出を行っています。

・中学校では、朝の一斉読書を継続して行っています。各教科等においても記録、要約、批評、論述等の言語活動を充実させ、思考力、判断力、表現力等を育成するとともに、主体的かつ積極的な学習態度を養うことを重点課題にしています。平素から読書に親しみ、読書を生活や学習に生かす能力・態度を育てています。図書館補助員の配置、入学時のオリエンテーション、外部講師による図書館教育や講習会開催を実施しています。市立図書館とも連携し、団体貸出を行っています。職業体験で、図書館で司書の仕事を経験する生徒もいます。

（４）市立図書館

図書館は、保育所（園）、幼稚園、小・中学校、また、地域の児童館、歴史博物館、行政各部署、さらに地域で活動しているボランティア団体と協力・連携を深め、その中核となって本市の子どもの読書活動の推進を図ってきました。

小・中学校とは、団体貸出による協力、夏休み中の宿題応援、課題図書の特別貸出など、連携をとりあって行っています。

子ども読書週間には増冊貸出を実施し、夏休みには図書館クイズラリー、春休みには一日図書館員を、全館事業として行っています。

各館では、それぞれのボランティア団体による定例の「おはなし会」が行われ、おはなしを聞いたり絵本を読んでもらったりした後、本を借りていくことが習慣になっています。

（５）ボランティア団体

市内のボランティア団体は、“おはなしの楽しさをより多くのこどもに、おとなに”を合言葉に子どもたちを「おはなしの世界」に誘い続けてきました。

同時に、「おはなし」を語る研鑽を積み、地域の多世代交流の場を創出する文化活動的な取り組みを続けてきました。

「當麻おはなし ろうそくの会 わらべ」は、県内でも先駆的に昭和60年から活動を開始しており、そのメンバーが中心になって新たに発足した「新庄おはなし会 リスピー」は、平成4年の新庄町立図書館開館と同時に活動をスタートしました。また、「當麻おはなしいろりの会」は地域に集まる子どもを対象に絵本の読み聞かせを続けてきました。

新庄町と當麻町の合併による平成16年の市立図書館設立後は、それぞれの図書館を活動拠点として多方面に活躍しています。継続した活動の成果として、子どものころ「おはな

し」を聞いて育った世代が親になり、再び子どもと一緒に「おはなし」を楽しむという状況を生み出しています。

現在は、新庄・當麻各館の定例おはなし会、ブックスタート事業、子育て支援センターや児童館等での「つどいの広場」、市内各保育所、幼稚園、小・中学校への「おはなし配達」等を中心に広く活動しています。乳幼児から児童生徒まで、市域の子どもの集う施設には必ず子どもと本を結ぶ大人がいるというボランティア団体の協力体制は全国に誇るべきものであり、継続して支援するとともに、こうした活動に参加してくださる市民の方々を増やしていくことが課題です。

３　推進計画の基本方針

言葉と出会い、人と出会い、本と出会い、葛城市に育つすべての子どもが、いつでもどこでも自由で楽しい読書活動ができること、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行えること、周囲の大人に見守られて信頼関係を築き心豊かに成長できることを基本方針とします。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条、また「文字・活字文化振興法」第1条には、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、民主的で文化的な社会の発展に不可欠なものである旨規定されています。子ども時代に生活技術として自発的に読み学ぶ読書習慣を身につけることの重要性を踏まえて、子どもの自主的な読書活動の推進を図ります。

（１）保育所(園)、幼稚園、学校、家庭・図書館

赤ちゃんのころから、そして小学校に入学して自分で読めるようになっても、さらにいくつになっても、絵本を読んでもらう幸福感は、格別で成長の糧となります。子どもが日常的に多様な場や機会において本と出会い、読書に親しむことができる環境づくりに努めます。

・保育所(園)、幼稚園では教育・保育の一環として読書活動を推進します。読書は大切な保育の基本方針となります。絵本の楽しさを感じながら、本を大切に扱い、みんなで楽しい思いを共有し、分かち合うことを理解させていきます。絵本を読んでもらうことは、人の話に耳を傾け、理解しようという姿勢につながります。また、想像力を養うことで友だちやきょうだいに対して思いやりが持てるようになることを踏まえ、絵本好きの子どもを増やすよう努めます。

・学校では授業や図書館教育の一環として、学校全体で読書活動を推進します。学校図書館は「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備」（「学校図書館法」第2条）と規定されています。これを基本に学校図書館を中心に、読書時間や読書量だけでなく、読書の幅を広げ、読書の質を高める方向づけを行います。

・家庭では、保護者が子どもとともに読書に親しむ機会を持ち、親子のコミュニケーションを育みます。絵本を通した親子のふれあいが、心と言葉を豊かに育てます。

・図書館では、地域の皆様とともに、子どもと大人の読書活動の推進に努めます。子ども

一人ひとりに適した本を提供できるよう、職員の専門性を深めるための研鑽を積み、支援内容を充実させます。

（２）読書環境の整備・充実

子どもの発達の段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけづくりに努め、読書の幅を広げ、読書体験を深める機会を提供します。子どもの手の届く身近なところに本がある環境をつくります。

障がいを持つ子ども、日本語を母語としない子ども、本市に育つすべての子ども一人ひとりにふさわしいものであるよう、市立図書館や学校図書館、本のある施設・設備その他の諸条件の整備・充実に努めます。

（３）啓発・広報の推進

子どもは、大人から民話や昔話を聞いたり、読書をする大人の姿を見たりすることでも読書意欲を高めていきます。子どもが自主的な読書習慣を身につけるためには、身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが大切です。そのため、社会全体で読書活動を推進する機運が高められるよう、読書活動の意義や重要性についての普及啓発に努めます。

（４）推進体制の整備・充実

計画を実現するために、図書館協力団体の活動内容を充実させるとともに、庁内各課の連携はもとより、保育所（園）、幼稚園、小・中学校、家庭、地域、市立図書館が連携・協力して、市民の皆様とともに子どもと本をつなぐ推進体制を整備し、互いに学び合うネットワーク活動を支援します。

４　推進計画の対象

0歳から、おおむね15歳までの子どもを対象とします。

市内５つの小学校、及び２つの中学校と連携し、10代前半時期の適切な啓発、助言、支援を心がけ、自然な流れで大人の読書に橋渡しできるよう、葛城市に育つすべての子どもの読書活動の推進を図ります。

第３章　推進に向けての取り組み

多くの本と出会える環境をつくるため、保育所（園）、幼稚園、学校、家庭、地域と図書館が連携して、子どもの読書活動の推進を図ります。子ども自らが本を読み、考え、判断し、行動する「生きる力」を身につけ、健やかに成長するために、庁内連携はもとよりボランティア団体とも連携を深め、相互に助け合いながら子どもの読書活動を一層支援します。

なお、ＩＣＴの普及に伴う読書活動の変容に関して、本市では小学校から、情報に対する適切な接し方や効果的な活用のしかたを身につけさせるＩＣＴ教育の充実に取り組んでいます。平成25年策定の国の「第三次 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」においても、「新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大」という項目で電子書籍について言及しています。

しかしながら、子どもの生活環境に大きな影響を与える可能性がある新しい媒体については、慎重な検討を要すると考えます。大人の目の届かないところで、いかにすれば子どもが読みたい電子書籍に安全にアクセスできるのか等の課題について、さらに研究を進めていく考えです。このことから、本計画では読書対象を紙媒体による図書と限定しました。

絆を深め心と言葉を育むため　（健康増進課・子育て福祉課・図書館・ボランティア団体）

・赤ちゃんのときから絵本による親子のコミュニケーションがとれるよう、家庭における読書活動について啓発を行います。乳幼児期から身近に本があり、本に触れられる体制を整えます。

・子育て世代の読書支援を行います。子どもの成長過程に応じて必要とされる本に関心を持つことで、子どもを理解し親密な家族関係を保てるよう啓発します。図書館では、育児等の悩みを軽減する図書の積極的な収集に努めます。

・ブックスタート事業を通して親子の絆を深めるきっかけづくりをします。「予防接種・乳幼児健診問診票等交付会」と「4か月児健康診査」等の健診時に、乳児の保護者に向けて、図書館職員とボランティア団体が乳児一人ひとりに絵本の読み聞かせをし、保護者への啓発に取り組みます。

・図書館での定例「おはなし会」は、幼児から学童まで、絵本の読み聞かせや「おはなし」を聞くことで物語世界を楽しむ機会です。「おはなし会」の参加者が親となり、再び子連れで来会するようになりました。長く続いてきた活動が今後も継続できるよう、ボランティア団体を支援します。

・図書館では、乳幼児コーナーの充実を図ります。乳児連れでも来館できるよう配慮し、赤

ちゃん絵本を整備します。図書館や地域で乳幼児と保護者対象の事業を実施し、子育て家庭を支援します。

・子育て支援センターでの「つどいの広場」等で、乳幼児と保護者のための絵本や「わらべうた」を楽しむ活動に取り組むボランティア団体を支援します。子育て世代が気兼ねなく集える場として、児童館、公民館、子育て支援センター等での活動を支援します。

・「おはなし配達」は、保育所（園）、幼稚園、小・中学校等に出向いて、それぞれの年齢・学年にふさわしい「おはなし会」を実施する活動です。「當麻おはなし ろうそくの会 わらべ」では昭和62年に當麻小学校への「おはなし配達」を始めました。息の長い活動を今後も意義あるものとして支援するとともに、継続していくことが課題です。

本と出会い親しむため　（学校教育課・図書館・ボランティア団体）

・学校図書館の整備・充実に努め、積極的な利用を促します。

・小学校では読書を明確に位置づけ、読書に対する親しみを育てます。

・中学校では恒常的に読書に親しみ、読書を生活や学習に生かす能力と態度を育てます。

・小・中学校では多様な本と出会えるよう、図書紹介や読書の価値を見出す企画を行います。

＊先生方による図書紹介（「図書だより」等に掲載）

＊新刊図書のカバーの掲示やポップ等による本の紹介

＊読書感想発表会（学級→学年→全校）

＊読書リレー

・幼稚園、保育所、小・中学校では、ボランティア団体による「おはなし配達」を定期的に行います。當麻地区は「當麻おはなし ろうそくの会 わらべ」が、新庄地区は「新庄おはなし会 リスピー」が、それぞれ図書館職員と訪問し「おはなし」を届けます。

・図書館では、「調べ学習」や子どもの自発的な興味に応えます。さらに、郷土の昔話の紙芝居を活用したり、郷土の専門家に話を聞く機会を設けたり、子どもが自然な形で郷土の歴史文化を学べるようにします。一日図書館員、図書館クイズラリー等を実施し、地域の図書館に来館する機会をつくります。

自由で楽しい読書活動のため　（学校教育課・図書館・ボランティア団体）

・小・中学校では、児童生徒自身による図書の紹介を奨励します。

・小・中学校では「読書貯金」等、楽しみながら読書に向かう取り組みを実施します。

・「子ども読書の日」・「こどもの読書週間」に図書館では、本の増冊貸出をはじめ子どもの参加できるイベントを実施し、啓発・広報活動を行います。

・学校図書館と市立図書館は、子どもの発達段階に応じた読書活動を奨励します。一人ひとりの成長に即して適切なアドバイスができるよう、職員の専門性を高めます。

・図書館では各種ブックリストを作成し、本の紹介を行います。ブックリスト作成をはじめポップづくりや帯の短評づくり等を、子どもにも協力してもらう工夫をします。

・小・中学校では自由で楽しい子どもの読書活動のため、「おはなし配達」の門戸を継続して開きます。ボランティア団体による「おはなし会」を実施してきた伝統を踏まえ、今後も継続していきます。幼稚園等においても、「おはなし会」の楽しい経験を大切にします。

１　学校等における子どもの読書活動の推進

市の幼稚園・小学校の教育スローガン「読書・挨拶・忘れず運動」を基本方針として、子どもたちの豊かな人間性とたくましい心身の育成に努めます。

小・中学校は、授業や読書教育の一環として、学校全体で読書活動を推進します。

いつでもどこでも読書を楽しむ時間を持ち、読書が日常の習慣となるように本に親しめる環境を醸成すること、読むだけでなく、書く力・話す力等の表現力をつけること、さらに、10代になっても本と関わりながら成長できるよう配慮をしつつ、読書活動の推進に取り組んでいきます。

文部科学省が策定した新たな「学校図書館整備5か年計画」に沿って、学校図書館の活性化を図ります。児童生徒の読書活動を適切に支援するため全校に配置された司書教諭や図書館補助員について、本の世界への良き案内役となれるよう、資質・技能の向上を図る研修の実施などに努めます。

学級担任や教科担任だけでなく、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べたり未知のことを学んだりする大切さを教える大人の存在が重要です。また、「調べ学習」の際に、国語科だけではなく多様な教科にわたって図書館を活用できるよう、司書教諭や図書館補助員をはじめ、学校職員全体が理解し支援します。

子ども一人ひとりの発達段階に応じて、その興味や関心に応え得る多様な図書資料の整備・充実を図り、読書意欲を削ぐことのないよう努めます。

・学校図書館連絡会議（各学校図書館担当者、各学校図書館補助員、市立図書館担当者）を組織し、定期的に情報交換できる体制を整えます。

・学校図書館の情報化に努めます。市内各学校の蔵書情報を交換して、学校図書資料の共

同利用や学校を越えた相互利用の促進・普及を図るよう努めます。市内各学校図書館を結んで横断検索が可能になると、利便性も高まり相互貸出が円滑になるため、順次整備していきます。

・「こどもの読書週間」などを通して、授業以外にも子どもの読書意欲を高めるキャンペーンや行事を実施します。

・学校図書館の施設として、居心地の良い読書スペースの整備・充実を進めます。

・保育所（園）、幼稚園、各学校との図書館協力体制を維持し、団体貸出を実施します。

・朝読書、家読書などを奨励します。

・保育所（園）・幼稚園では図書コーナーを設け、読み聞かせを実施し、子どもが絵本と出会うことで自分の世界を広げ、想像力を養えるようにします。保育士・幼稚園教諭の研修を充実させ、読み聞かせの理解や技能向上を目指します。子ども一人ひとりが心に残る絵本と出会えるよう配慮します。また、保護者にも子どもの読書活動に関する情報を提供し、家庭における読書活動を支援します。

２　家庭・地域における子どもの読書活動の推進

家庭では、保護者が子どもとともに読書に親しむ機会を持ちます。

絵本の読み聞かせは、言葉による保護者の愛情表現です。赤ちゃんは、話しかけられることで愛情を感じ、言葉を学んでいきます。絵本を介して、親子が笑顔でいられるよう心がけます。

子育て中の保護者が孤立することのないよう、地域全体で支援していく安心・安全の子育て環境の一環として、絵本から広がる親子のふれあいを目指します。赤ちゃんからお年寄りまで、だれでも、いつでも、どこでも、読書に親しめるよう対象を広げながら、おおらかな読書活動を推進します。

子どもが読書に親しむためには、周囲の大人が率先して読書の素晴らしさを再認識する必要があります。また、子どもには、身近に読書にいそしむ大人を日頃から目にすることで、読書習慣が自然に身に付きます。

家庭では、読書の時間を生活に取り入れる働きかけが必要です。生涯にわたる生活習慣としての読書を浸透させるためには、家庭においても地域においても大人の理解と協力が大切です。

３　図書館における子どもの読書活動の推進

「ユネスコ公共図書館宣言1994年」では、公共図書館は「1. 幼い時期から子供たちの読書習慣を形成し、それを強化する」「4. 青少年の想像力と創造性に刺激を与える」「8. 口述による伝承を援助する」使命があると宣言しています。本市の図書館は、この使命をサービスの中核として広い視点から子どもの読書活動の推進を図ります。

図書館は、乳幼児から高齢者まで、あらゆる年代の人が集う場所です。市民の読書活動支援事業を進めるとともに、世代間交流できる催しを企画し、子どもが自然な形で地域の大人

とふれあう機会をつくります。

図書館と葛城市民話編集委員会により作成された「葛城の昔ばなし」の紙芝居8作は、幼稚園、小・中学校、図書館はもとより、ボランティアグループによる地域の「つどいの広場」等でも活用されていますが、こうした紙芝居の活用や、昔話や郷土に伝わる「おはなし」を聞く機会を設けます。

子どもを対象とした郷土の歴史文化を伝える資料の充実に努めます。歴史博物館や相撲館等の施設とボランティア団体と連携し、郷土の歴史文化の紹介・継承に努めます。

図書館は、本来、人が本に出会う場所です。来館した子どもにとって、魅力のある図書の配備、レイアウトの構成、特色ある棚づくり等、工夫を凝らします。年齢に応じた図書の整備と充実に努めます。

子どもが、図書館でたくさんの本と出会い、子どもの読書を支援する大人と出会い、読む楽しさを実感できるような機会を提供します。各館では地域のボランティア団体と協力して、定例の「おはなし会」を催します。市内の図書館2館は、それぞれの地域の学校と連携を図り、学校図書館の活動を支援します。

各種子ども向けの講座・行事を通して、本への興味に結びつく発展性のある講座を企画し、季節の行事を大切にします。夏休みには、本を手に取りページを開くことで回答できるクイズを作ってクイズラリーを催す等、楽しみながら本に親しむ機会をつくります。

また、図書館の協力ボランティアの養成と研修のため、講師を招いて研修講座を開催したり勉強会を開いたりします。

ヤングアダルトといわれる世代の中学生・高校生の利用者が減少しています。塾や習い事で忙しく読書をする時間的余裕がないこと、興味や関心が多様化していることが図書館離れ・読書離れの原因だと考えられます。加えて、インターネット等で必要な情報が簡単に入手できるので、手間と時間をかけて調べものをする作業が敬遠されがちであることも一因のようです。

中学生を中心に子どもが自発的に来館し必要な本と出会えるよう、工夫と配慮に努めます。市内の中学校を卒業してからも、引き続き地域の図書館を利用してもらうために「ティーンズコーナー」の充実をはじめ新刊書のリストアップや行事のお知らせ等、若い世代の関心事について情報発信し、魅力的な図書館であるよう努めます。

また、図書館職員が適切な読書支援や資料提供等児童サービスの専門性を高められるよう、可能な限り各種研修への参加に努めます。電子書籍についての情報を集め、子どもが安全に利用できるよう研究していきます。

第４章　おわりに

子どもは、社会の未来を託す大切な存在です。

昭和 26 年に制定された「児童憲章」の冒頭では、「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境の中で育てられる」と謳われています。また、子どもは「人格、才能等を最大限まで発達させること」（平成 6 年「児童の権利に関する条約」）が保障されています。

子どもは、どの世界にあっても未熟な存在として生まれ、周囲の人々の愛情と整った環境の中で成長していく権利を持っているのです。私たち大人は、こうした子どもの権利を尊重し、その実現に努めなければなりません。

葛城市は、子どもの健やかな成長のために「よい環境」でありたいと願っています。乳幼児期から大人になるまで、成長のために必要な心の栄養として言葉を育むことは、大人の義務でもあります。

子どもの読書活動を支えるためには、市民の皆様と行政が手をたずさえて、継続的に環境を整えていくこと、見守っていくことが不可欠です。本計画で、推進計画の期間（事業実施期間）を定めなかったのは、基本的な考え方を軸として、掲げた目標や取り組みを継続して検証することが重要であると考えたからです。

葛城市において長年培ってきた子どもの読書に関わる人の輪を広げ、本市に育つ子どもがそれぞれ心豊かな子ども時代を過ごせるよう、周囲の人との信頼感を築いて成長できるよう、子どもの読書活動推進に取り組んでいきます。

社会環境の変化が子どもに及ぼす影響を見極めながら、時代の変化に即応するものとして、市民の皆様とともに「葛城市　子どもの読書活動推進計画」を実効性のあるものにしていきましょう。

本計画の基本方針について、改めて市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

「葛城市　子どもの読書活動推進計画」の基本方針

（１）**学校、家庭・地域**で、多様な場や機会において、子どもが周囲の大人との信頼関係を築き、安心して読書に親しめるよう努めます。

（２）言葉と出会うことから始まる**読書環境の整備・充実**に努めます。

（３）子どもの読書活動の意義と重要性について**啓発・広報の推進**に取り組み、市全体で読書活動を推進します。

（４）子どもを温かく見守る**推進体制の協力・連携**により、子どもの健やかな成長と読書活動を支援します。

資料編

「葛城市　子どもの読書活動推進計画」策定まで

国においては、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年 法律第 154 号）」第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 14 年 8 月に第一次、平成 20 年 3 月に第二次、そして平成 25 年 5 月に第三次の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しています。

本市におきましては、法律制定の平成 14 年当時、子どもの読書活動を推進する基本的な土台はある程度構築されていました。読書を重視する、合併以前から培われた両町の学校教育の伝統と、昭和 63 年の當麻町立図書館開館以前から長きにわたるボランティア団体の活動等が功を奏したものです。

こうしたことから、平成 16 年 10 月に新庄町・當麻町が合併し葛城市が誕生した時点で、読書を推進する気風が醸成されていたため、市としての「子どもの読書活動推進計画」は策定せず、国の基本理念に沿って学校と図書館を中心に実績を重ねてまいりました。

平成25年に策定された文部科学省の第三次計画では、「本計画中の数値目標は、子どもの読書活動の推進に必要と考えられる施策を行う上での取り組みの目安として掲げるものであり、地方公共団体に対して、数値目標の達成について特段の施策の実施を義務付けるものではない」、また「子どもの読書活動を支える環境には地域間格差が見られることから、地方公共団体が地域の実情を十分に勘案するなど、施策の方向性や取り組みを示すことが大切である」が明文化されました。

そこで、市制施行10周年にあたる平成26年、本市でも地域の実情を反映させた計画の策定を行うことにしました。この数年間、高機能携帯電話の急激な普及を含め、さまざまな情報メディアの発達が子どもを取り巻く生活環境に大きな変化をもたらし、その影響は本市にも及んでいることも勘案し、これを機会に子どもの読書環境等の見直しと検討が必要だと判断した次第です。

策定にあたっては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第8条に基づき、現時点でそれぞれ見直しがなされた国（第三次）と県（第二次）の策定計画の趣旨を踏まえたうえで、独自の内容を盛り込むこととしました。

平成 26 年 10 月、図書館を事務局として学校教育課・生涯学習課と協議のうえ素案作成にとりかかり、月例教育委員会部局内会議で作業の進捗状況を報告、翌平成 27 年 2 月の校長会に諮りました。その後、健康増進課・子育て福祉課とも協議をし、子育て支援センターとの調整も経たうえで、ボランティア団体に内容確認をお願いし、5 月にパブリックコメント募集を行いました。

本計画は、こうした経緯のもと、葛城市に育つすべての子どもが周りの大人とふれあいながら成長し、自由で楽しい読書の喜びを経験できるよう策定されたものです。

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号）

（目的）

第１条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第２条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第３条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第４条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第５条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第６条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第７条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第８条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）
第９条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）
第10条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
２　子ども読書の日は、四月二十三日とする。
３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）
第11条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法（平成 17 年 7 月 29 日　法律第 91 号）

（目的）

第１条　この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第３条　文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

２　文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

３　学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第４条　国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第５条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第６条　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第７条　市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

２　国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

３　国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

４　前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第８条　国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第９条　国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第 10 条　国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第 11 条　国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

２　文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

３　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第 12 条　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

平成27年6月　発行
葛城市子どもの読書活動推進計画
葛城市・葛城市教育委員会

事務局　（葛城市立図書館）

新庄図書館	〒639-2137	葛城市南藤井 70-1	電話 0745-69-4646	FAX 0745-69-4653
當麻図書館	〒639-2164	葛城市長尾 89-1	電話 0745-48-6000	FAX 0745-48-7587